

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号) 1
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号) 9

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（基本指針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項</p> <p>六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項</p> <p>七（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（経営改善普及事業に係る補助）</p> <p>第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（<u>第七条第一項に規定する基盤施設事業を除く。</u>以下「<u>経営改善普及事業</u>」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（基本指針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項</p> <p>六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項</p> <p>七（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（経営改善普及事業に係る補助）</p> <p>第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（<u>次条第一項に規定する基盤施設事業を除く。</u>以下「<u>経営改善普及事業</u>」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補</p>

補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(経営発達支援計画の認定)

第五条 商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であつて、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

三 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

四 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会

助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(新設)

又は商工会議所は共同して経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3| 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4| 経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 経営発達支援事業の目標

二| 経営発達支援事業の内容及び実施期間

三| 経営発達支援事業の実施体制

四| 経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五| 商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合にあつては、次に掲げる事項

イ| 当該商工会及び商工会議所以外の者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ| 当該商工会及び商工会議所以外の者との連携に関する事項

5| 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一| 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

6 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

(経営発達支援計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。)が、同条第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定経営発達支援計画に従つて経営発達支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

第七条〜第十六条 (略)

(事業の廃止)

第十七条 保証事業等の廃止に伴う第十三条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

第十八条 (略)

(新設)

第五条〜第十四条 (略)

(事業の廃止)

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十一条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

第十六条 (略)

(財務大臣との協議)

第十九条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第十一条又は第十四条の認可をしようとするとき。
- 二 第十五条の承認をしようとするとき。
- 三 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第十七条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第九条又は第十二条の認可をしようとするとき。
- 二 第十三条の承認をしようとするとき。
- 三 (略)

(連携計画の認定)

第十八条 商工会等は、商工会等以外の者が実施する技術に関する研修、展示会その他の小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する事業であつて、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「支援事業」という。）と連携して実施されるもの（以下「連携事業」という。）についての計画（以下「連携計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その連携計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 | 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 | 連携事業及びこれと連携して実施される支援事業の内容
 - 二 | 連携事業を実施する者
 - 三 | 連携事業の実施時期
 - 四 | 連携事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 | 第二号に掲げる者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法
- 3 | 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 |
 - 二 |
 - 三 |
 - 四 |
 - 五 |

(削る)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二

- 一 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。
- 二 前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。
- 三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 四 前項第五号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。

(連携計画の変更等)

第十九条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る連携計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2| 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携計画」という。)が、同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定連携計画に従つて連携事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決

百六十四号) 第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。以下「一般社団法人」という。) 若しくは一般財団法人(その設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により抛出されているものに限る。以下「一般財団法人」という。) 若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。) 又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「事業実施一般社団法人等」という。) であつて、当該認定経営発達支援計画又は当該認定基盤施設計画に従つた経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号) 第六条第二項の認定経営発達支援計画又は同法第八条第二項の認定基盤施設計画に従つた経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務)

権の二分の一以上を中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号) 第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により抛出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。) であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第二十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(報告及び検査)

第二十二条 経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業又は認定基盤施設計画に係る基盤施設事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会等に対し、報告を求めることができる。

2～4 (略)

第二十二條の二・第二十三条 (略)

(罰則)

第二十四条 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十六条の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。

第二十一条 削除

(報告及び検査)

第二十二条 経済産業大臣は、認定基盤施設計画に係る基盤施設事業又は認定連携計画に係る連携事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会等に対し、報告を求めることができる。

2～4 (略)

第二十二條の二・第二十三条 (略)

(罰則)

第二十四条 (略)

第二十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十四条の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十七 （略）</p> <p>十八 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十一条の規定による協力を行うこと。</p> <p>十九・二十 （略）</p> <p>二五 （略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十五号及び第十六号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第十九号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（区分経理）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十八・十九 （略）</p> <p>二五 （略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十五号及び第十六号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第十八号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（区分経理）</p>

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

- 四 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

- 四 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する

同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	並びに第十五条第一項第十	、第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに附則第七号及び第十八条の二及び第八号の四の業務(業務)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	並びに第十五条第一項第十	、第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第八号の二及び第七号に掲げる業務	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)			
(略)										
(略)										

(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)			
(略)										
(略)										